

法 人 事 業 税 等 の 税 率

(法人事業税)

(標準税率: カッコ内の税率は地方法人特別税を計算する場合に使用します) 単位: %

区 分				平成26年10月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度			平成31年10月1日以後に開始する事業年度			
課税方式	資本金の額又は出資金の額	分割県数 (事業年度終了日現在)	年所得 (分割前の総額※1)	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	
所得金額課税法人	普通法人	1千万円未満	-	4千万円超	3.65(3.4)	5.465(5.1)	7.18(6.7)	5.25	7.665	10.08
			4千万円以下	3.4(3.4)	5.1(5.1)	6.7(6.7)	5	7.3	9.6	
		1千万円以上 3億円以下	3県以上	4千万円超	7.18(6.7)			10.08		
				4千万円以下	6.7(6.7)			9.6		
		3億円超	3県未満	4千万円超	3.65(3.4)	5.465(5.1)	7.18(6.7)	5.25	7.665	10.08
				4千万円以下	3.4(3.4)	5.1(5.1)	6.7(6.7)	5	7.3	9.6
	3億円超	3県以上	-	7.18(6.7)			10.08			
			3県未満	-	3.65(3.4)	5.465(5.1)	7.18(6.7)	5.25	7.665	10.08
	中小企業団体の組織に関する法律第3条法人	1千万円未満	-	-	3.4(3.4)	5.1(5.1)	6.7(6.7)	5	7.3	9.6
			1千万円以上	3県以上	-	6.7(6.7)			9.6	
	1千万円以上	3県未満	-	3.4(3.4)	5.1(5.1)	6.7(6.7)	5	7.3	9.6	
			3県未満	-	6.7(6.7)			9.6		
	特別法人	1千万円未満	-	4千万円超	3.65(3.4)	4.93(4.6)		5.25	6.93	
				4千万円以下	3.4(3.4)	4.6(4.6)		5	6.6	
		1千万円以上 3億円以下	3県以上	4千万円超	4.93(4.6)			6.93		
				4千万円以下	4.6(4.6)			6.6		
		3億円超	3県未満	4千万円超	3.65(3.4)	4.93(4.6)		5.25	6.93	
				4千万円以下	3.4(3.4)	4.6(4.6)		5	6.6	
		3億円超	3県以上	-	4.93(4.6)			6.93		
				3県未満	-	3.65(3.4)	4.93(4.6)		5.25	6.93
中小企業団体の組織に関する法律第3条法人		1千万円未満	-	-	3.4(3.4)	4.6(4.6)		5	6.6	
			1千万円以上	3県以上	-	4.6(4.6)			6.6	
1千万円以上	3県未満	-	3.4(3.4)	4.6(4.6)		5	6.6			
		3県未満	-	3.4(3.4)	4.6(4.6)		5	6.6		
課税入法人額	3億円以下	収入金額※1が年3億2千万円超		0.965(0.9)			1.365			
		" 年3億2千万円以下		0.9(0.9)			1.3			
	3億円超		-		0.965(0.9)			1.365		
	保険業法に規定する相互会社		-		0.965(0.9)			1.365		

(標準税率: カッコ内の税率は地方法人特別税を計算する場合に使用します) 単位: %

区 分				平成28年4月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度			平成31年10月1日以後に開始する事業年度			
課税方式	資本金の額又は出資金の額	分割県数 (事業年度終了日現在)	年所得 (分割前の総額※1)	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	
外形標準課税法人	所得割	1億円超 3億円以下	3県以上	4千万円超	0.88(0.7)		3.78			
				4千万円以下	0.7(0.7)			3.6		
		3億円超	3県未満	4千万円超	0.395(0.3)	0.635(0.5)	0.88(0.7)	1.995	2.835	3.78
				4千万円以下	0.3(0.3)	0.5(0.5)	0.7(0.7)	1.9	2.7	3.6
	3億円超	3県以上	-	0.88(0.7)			3.78			
			3県未満	-	0.395(0.3)	0.635(0.5)	0.88(0.7)	1.995	2.835	3.78
付加価値割	1億円超 3億円以下	付加価値額の年額※1が1億4千万円超		1.26			1.26			
		" 1億4千万円以下		1.2			1.2			
	3億円超		-		1.26			1.26		
資本割	1億円超 3億円以下	算定期末の資本金等の額※1が1億6千万円超		0.525			0.525			
		" 1億6千万円以下		0.5			0.5			
	3億円超		-		0.525			0.525		

※1 分割基準法人にあっては分割前の総額

※ 平成27年4月1日以後開始事業年度から、法人税法に規定する資本金等の額に無償増減資の額を加減算した額が資本金等の額となり、当該額が資本金と資本準備金の合算額を下回った場合、資本金と資本準備金の合算額を資本金等の額とします。

※ 中小企業団体の組織に関する法律第3条法人で外形標準課税法人に該当する場合の税率はお問い合わせください。

(地方法人特別税)

課税標準	法人の種類	平成28年4月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	414.2%	廃止
	外形標準課税法人以外の法人	43.2%	
基準法人収入割額	-	43.2%	

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、カッコ内の税率(標準税率)で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。

法人府民税の税率

(法人税割)

区分		平成26年10月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額 3億円以下	法人税額(分割前の総額) 年1,600万円以下	3.2%	1%
	年1,600万円超		
3億円超	—	4%	1.8%
保険業法に規定する相互会社			
中小企業団体の組織に関する法律第3条法人		3.2%	1%

(均等割)

法人の区分	税率(年額)
資本金等の額が1千万円以下の法人など ^{※2}	20,000円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	50,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	800,000円

※2 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人以外の法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものを含みます。

※ 保険業法に規定する相互会社は、算定期間の末日における貸借対照表に基づき算定した純資産額に応じた均等割税率を適用します。
 ※ 平成27年4月1日以後開始事業年度から、法人税法に規定する資本金等の額に無償増減資の額を加減算した額が資本金等の額となり、当該額が資本金と資本準備金の合算額を下回った場合、資本金と資本準備金の合算額を資本金等の額とします。

◆お問い合わせ先◆

京都地方税機構 申告センター TEL:075-417-1371

地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)について

企業版ふるさと納税制度の概要について

地方公共団体が行う地方創生事業に対して法人が寄附を行った場合に、その寄附金額の一部を寄附金を支出した日を含む事業年度における法人事業税額・法人住民税法人税割額・法人税額から控除することが可能となる制度が平成28年度税制改正において創設されました。

対象となる地方創生事業については内閣府HPをご確認ください ⇒ [企業版ふるさと納税ポータルサイト](#)
(外部リンク)

適用要件

- 青色申告書を提出している法人であること
- 地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成28年4月20日)から平成32年3月31日までの間に、地方公共団体が行う地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附金を支出していること

控除額計算

消費税・地方消費税の引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されたことに伴い、法人事業税に係る控除額の上限計算及び法人住民税(法人税割)に係る控除対象寄附金額の割合計算の変更時期につきましても、同時期に変更されました(下記の下線部分)

【控除上限額】

- 法人事業税・・・法人事業税額の20%(平成31年10月1日以後に開始する事業年度は15%)
- 法人住民税・・・法人住民税法人税割額の20%
- 法人税・・・法人税額の5%

【控除額】

- 法人事業税・・・寄附金額の10%
- 法人住民税・・・寄附金額の20%(道府県分5%、市町村分15% ※)
(法人税割) ※ 平成31年10月1日以後に開始する事業年度は、道府県分2.9%、市町村分17.1%
- 法人税・・・寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を控除(寄附金額の10%が限度)

注意事項

- 寄附金額が10万円未満の場合は控除対象外となります
- 主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は控除対象外となります
- 東京都、23特別区、一部の市町村に対する寄附は控除対象外となります
- 2以上の都道府県又は2以上の市町村に事務所を有する法人は、以下のとおり各都道府県又は各市町村ごとの控除額を按分して算出します

法人事業税・・・課税標準の分割基準をもとに按分(按分後の控除額は1円単位で算出)

法人住民税・・・課税標準の分割基準(従業者数)をもとに按分(按分後の控除額は1円単位で算出)

提出書類

- 都道府県・・・「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書(第7号の3様式)」
- 市町村・・・「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書(第20号の5様式)」
- 共通・・・地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する領収書の写し(寄附先団体が発行)

◆制度に関する詳細なお問い合わせは、下記までご連絡ください◆

(連絡先) 京都地方税機構 法人税務課 TEL:075-417-1160